

板橋区農業委員会委員候補者評価委員会要綱

(平成29年4月4日区長決定)

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号、以下「法」という。）第8条に規定する農業委員会の委員の候補者を評価するため、東京都板橋区農業委員会委員の推薦、募集等に関する規則（平成29年板橋区規則第46号）第5条第1項の規定に基づき、板橋区農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、法及び東京都板橋区農業委員会委員定数条例（昭和29年板橋区条例第10号）の規定に基づき、板橋区農業委員会委員の候補者に対する評価を行い、区長に報告する。

(構成)

第3条 評価委員会は、区長が任命し、又は委嘱する次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 副区長
- (2) 総務部長
- (3) 産業経済部長
- (4) 都市整備部長
- (5) 教育委員会事務局次長
- (6) 農業委員会の会長等経験者（委員候補者でないものに限る）2名以内

2 評価委員会の会長は、副区長とする。

3 会長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 評価委員会の副会長は、委員の互選によりこれを定める。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 前条第1項第6号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 会長は、評価のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、赤塚支所都市農業係において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成29年4月4日から施行する。